



今月の写真: 手作りのつし雛 展

photo by Yoko Kadota

「退職願」と「退職届」、撤回をめぐるトラブル

季節はもうすぐ春ですね。従業員の退職が増える季節です。景気悪化に伴う会社都合退職ばかりではなく、自己都合によるものが多いのがこの季節。せめて、「飛ぶ鳥あとを濁さず」・・・お互いに気持ち良く雇用契約を終了させたいものですが、退職の際に労使間でトラブルが生じることが少なくありません。未払賃金の請求などのほか、最近では、在職中に転職先を決めていたが、転職先の企業の経営状況悪化などの理由により、提出した退職届を撤回したいと申し出てくる労働者とのトラブルが発生することもあるようです。

◆退職届を撤回できるかの判断・・・「退職届」「退職願」

「退職届」とは・・・

労働者側から一方的に労働契約を解消する解約告知であり基本的に撤回することはできません。

「退職願」とは・・・

労働契約の合意解約の申込みであり、会社の承認や承諾により効果が発生するものとされ、会社の承認や承諾がなされて合意退職が成立するまでの間は撤回ができるものと考えられています。

労働者が退職届を直属の上司に提出したものの、上司がそれを預かったまま人事部長など決定権のある人へ決裁を上げていなかった場合についても、撤回できる可能性があります。退職届を受け取った者が承認の権限を持つかどうか、そして、それを正式に受け取ったのか、預かりで受け取ったのか撤回できるかどうかの決め手となります。

◆トラブルを未然に防ぐためには

労働者が退職届を提出した後、会社がそれを「承認された状態」なのか「預かりの状態」なのかを曖昧にしておく、すでに新たな労働者の採用を決めていたケースなどで、労働者から「退職届を撤回したい」と申出があった場合にトラブルに発展する可能性があります。退職届を受け取った場合、会社としては、承認や承諾をして合意退職が成立した時には、退職届を受領し、『承認しました』という意味の通知書などを作成して労働者に渡すことによって、退職届を撤回することはできないと労働者に示すことができます。

門田より： 実際には、ある企業では例年と比べて退職者が半分程度であったり、本人と会社が退職日の設定に対する認識を共有できず何度も変更したり、といったことが実際に起きています。貴社では届？願？どちらですか？

今月の写真（編集後記特別編）

静岡県伊豆地方や山形県酒田市等に伝わる“つるし雛”は、雛節句のお祝いの一環で、地元の女性の和裁細工として肅々と平成の現在まで受け継がれて来ました。最近では広く知られるようになり、趣味で作品を作る方々も少なくありません。この写真は静岡県藤枝市の菅ヶ谷内科にて地元のお母様たちが愛情いっぱい作成した“つるし雛”の展示風景です。各飾りには娘を思う親心からそれぞれ意味が込められています。

災いがサル（去る）ように『猿っ子』、滋養栄養満点の『柿』、邪気を除く『桃』、（伊豆稲取の伝統衣装）『三番奏』、娘に悪い虫がつかないように『唐辛子』、赤ちゃんといえば『座布団』でハイハイ、ハイハイを沢山する子は丈夫になるから『這い子人形』、由緒ある家柄のところへ嫁いで幸せに、との思いから『おかたごころ（おかたさまとは美しい姫君、奥方のこと）』、我が娘のもとに幸せもお金も舞い込む様に『中着』、病気に無縁なように『三角（香り袋、屠蘇袋、薬袋と皆、昔は三角形）』病気にかかって赤い目の『うさぎ』がすぐ退治してくれるように・・・言葉遊びと愛がこもった、日本人らしい文化ですね。

◆景気悪化に伴う労働環境の動向、政府/国会の動き

【企業年金】積立不足による企業の追加拠出を猶予へ（2/13）

厚生労働省は、株価急落により運用が悪化している確定給付型の企業年金について運用基準を一時的に緩和し、積立不足を穴埋めするために必要な企業の追加拠出を1～2年間程度猶予する方針を示した。

【助成金】ワークシェア実施企業への助成制度創設へ（2/12）

政府・与党は、「ワークシェアリング」を実施した企業に対し、時短に伴う従業員の賃金引下げ分を助成する制度を創設する方針を示した。「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」の適用範囲を拡大して実施する案が浮上しており、省令の改正で対応する考え。《情報が入り次第お知らせします。》

【動向】法人の自己破産件数が年間1万件超に（2/10）

最高裁判所は、2008年に法人が裁判所に申し立てた自己破産件数は1万629件（前年比1,632件増）で、1985年以降で最多となったとする調査結果を発表した。会社更生の申立ては34件（同15件増）、通常再生の申立ては859件（同205件増）。

【労働時間】製造業の残業時間が前年同月比約31%減少（2/3）

厚生労働省「毎月勤労統計」によると、昨年12月における製造業の労働者1人当たりの残業時間（所定外労働時間）が12時間となり、全年同月と比較して30.6%も減少したことが明らかになった。不況に伴う減産が大きく影響し、減少幅は1990年の調査開始以来最大。

【労働時間】年間の労働時間が初めて1,800時間を下回る（2/3）

2008年における常用労働者1人当たりの年間実労働時間が1,792時間（前年比16時間減）となったことが、厚生労働省の調査で明らかになった。1,800時間を下回ったのは1990年の統計開始以来初めてのこと。

【雇用保険】失業手当の受給者が大幅に増加（1/31）

昨年12月の失業手当の受給者数が58万5,619人（前年同月比9.5%増）となり、2002年2月以来の増加幅となったことが厚生労働省のまとめで明らかになった。受給者数は減少傾向にあったが、雇用情勢悪化により受給者が増えたとみられる。

【雇用保険法改正】政府、雇用保険法改正案を国会に提出（1/20）

政府は雇用保険法改正案を決定し、開会中の通常国会に提出した。雇用保険の適用拡大や失業給付の給付拡充などが柱で、4月1日施行予定（一部を除く）。雇用保険の加入要件としての雇用見込み期間を現在の「1年以上」から「6カ月以上」に短縮した場合、新たに適用対象となる労働者は約148万人。

【労働】内定取消し企業名の公表措置を適用開始（1/19）

厚生労働省は、新卒者の内定を取り消した企業名の公表措置について1月19日付けで適用を開始した。2年度以上連続して取り消したことや、同一年度内において10名以上の者を取り消したこと等が要件で、実際の公表は4月をめどに実施予定。「採用内定取消し問題への対応について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0119-2.html>

Kadota office.com 2009.02

#発行:2009年2月10日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>